

障がい者雇用促進調査特別委員会活動計画作成について

1 特別委員会所管事項調査項目

- ・障がい者雇用促進調査特別委員会

2 活動計画について協議

< 5月29日（木） >

- (1) 特別委員会の所管事項に基づき、調査項目を絞る。
- (2) 最終の目標、調査期間について協議する。
(例：提言、予算への反映など)
- (3) (1) の調査項目にかかる具体的な調査方法及び内容を検討する。
(いつ頃、どのような方法で (例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論、みえ県議会だよりを活用した提案募集など、どのような内容の調査を行うかなど)

※参考：活動計画書

※委員会が活動していく中で、活動計画に変更が生じた場合は、その都度、活動計画の修正を委員会で協議する。

3 活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

障がい者雇用促進調査特別委員会 活動計画書（平成26年5月～平成26年12月）（案）

平成26年5月29日現在

1 所管調査事項

- ・障がい者の雇用促進等について

2 重点調査項目

- (1) について
- (2) について
- (3) について

3 活動計画表

重点調査項目	平成26年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成27年 1月	2月	3月	4月
(1)	委員会設置 委員会 重点調査項目、 年間活動計画 (5/29) <調査方法> ○当局から説明聴取 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議 など	委員会 <当局から説明 聴取、委員間討 議等>	委員会 <委員間討議等>	委員会 <委員間討議等>	委員会 <委員間討議等>	委員会 <委員間討議等>	委員会 <委員間討議等>	委員会 <委員間討議等>				
(2)												
(3)												
(4)												
執行部の主な予定		・成果レポート (案)					・企業会計決算	・一般会計、特 別会計決算 ・当初予算の考 え方		・当初予算案 状況		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

日帰りの調査を適宜実施することができる。

(2) 県外調査

1泊2日以内の行程で1回実施できる。重点調査項目を中心として調査を行う。